

生命保険協会からの提言

平成26年 7月 4日
生命保険協会

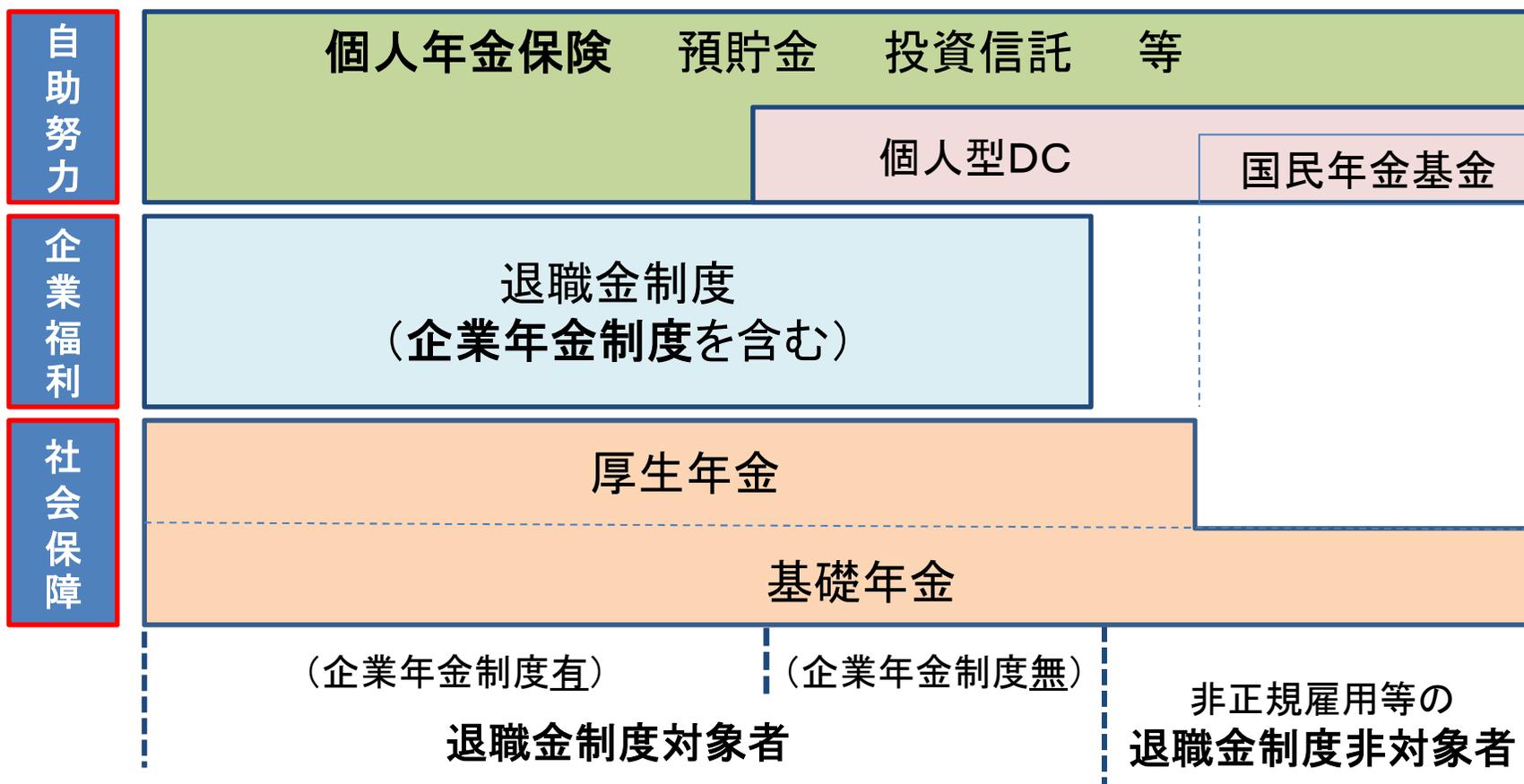
本日の内容

1. はじめに
2. 企業年金制度の役割
3. 企業年金制度の課題と方向性
4. 生命保険会社の個人年金保険等について

1. はじめに

- ・ 被雇用者の老後資金形成における退職金制度の重要性は、今後もかわることはなく、退職金制度の円滑・確実な運営のために活用される企業年金制度の普及に向けた課題を整理
- ・ 「自助努力」による老後資産形成手段として有効な、「個人年金保険」についてご説明

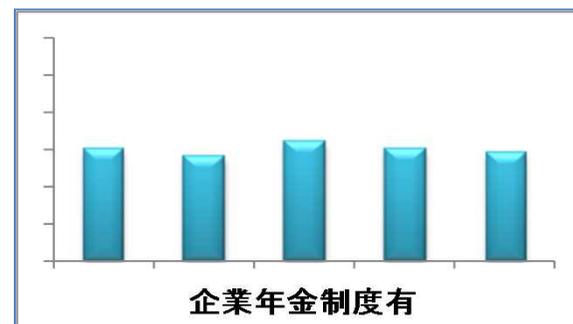
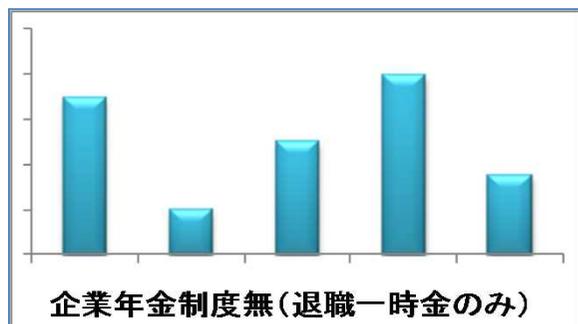
【被雇用者の老後資産形成方法の俯瞰図】



2. 企業年金制度の役割

企業年金制度導入のメリット<企業>

○退職給付にかかわるキャッシュフロー(損金額)の平準化



○財務諸表上の退職給付引当金(長期負債)の圧縮



企業年金制度無



DB導入

引当金=ゼロ

DC導入

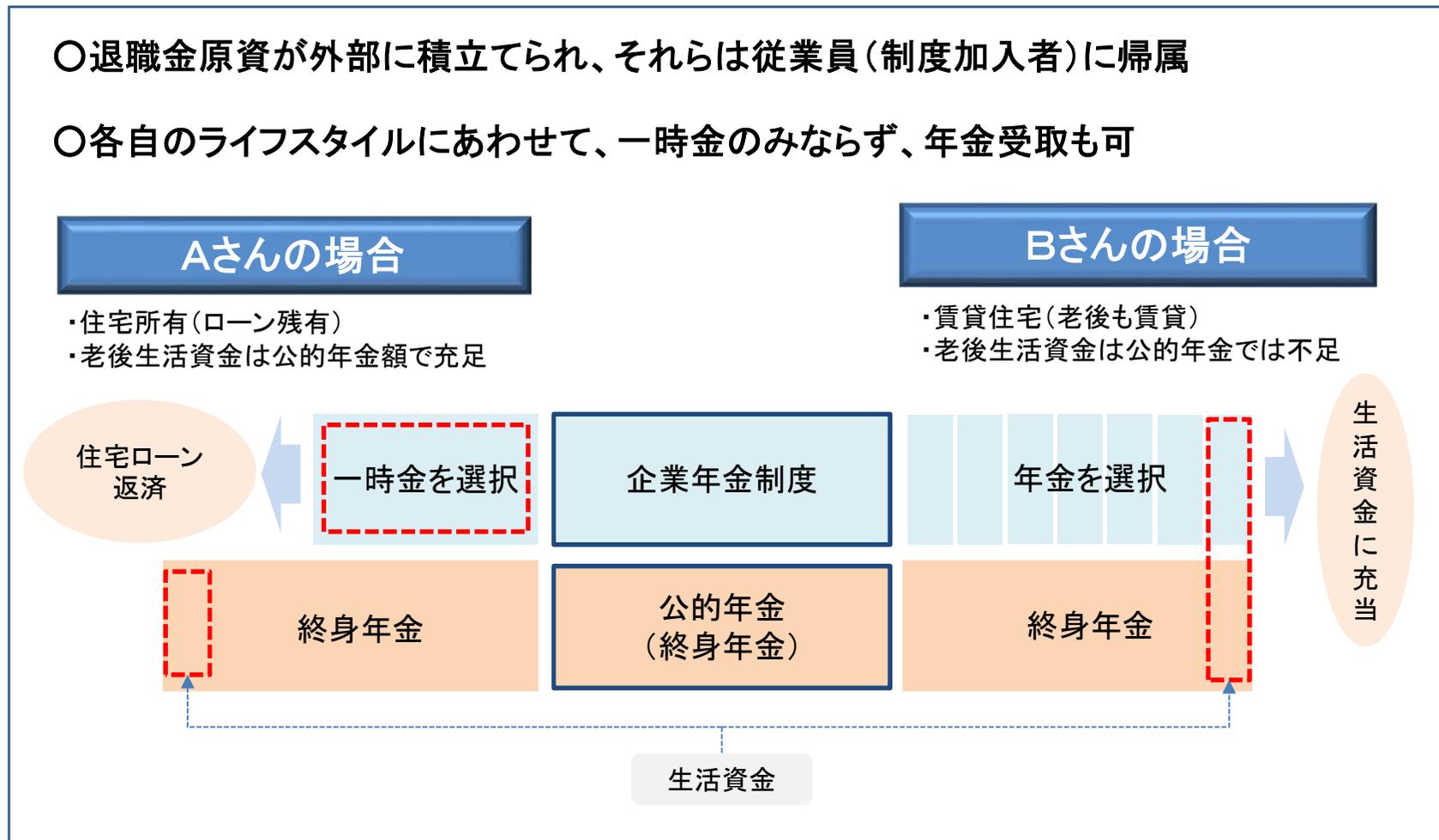
- ・企業福利厚生としての退職金制度の円滑な運営のため、普及定着してきた
- ・企業福利による老後資産形成の促進の観点からも、企業にとっての導入メリットは重要

2. 企業年金制度の役割

企業年金制度導入のメリット＜従業員＞

○退職金原資が外部に積立てられ、それらは従業員（制度加入者）に帰属

○各自のライフスタイルにあわせて、一時金のみならず、年金受取も可



各自の老後生活のライフスタイルや負債状況により、年金を選択するか一時金を選択するかを決めることができる

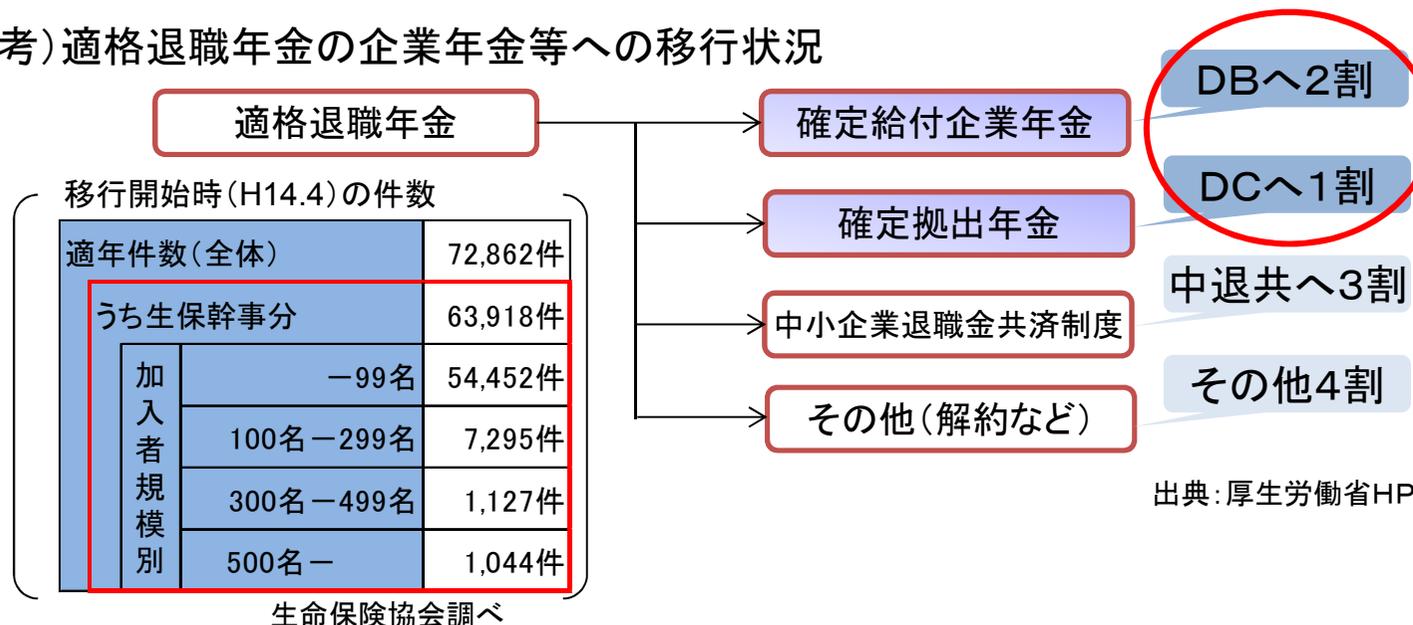
3. 企業年金制度の課題と方向性

課題整理の観点

- (1) 退職金制度との親和性 …… 退職金制度の一部として設計しやすく
- (2) 制度設立手続きの簡便性 …… 制度設立手続きをより簡単に
- (3) 財政検証の明瞭性 …… 財政検証をわかりやすく

- 生命保険協会は、これまでも、企業年金制度の普及・発展のために、税制改正要望や規制改革要望を実施、また、中小企業向け制度として「受託保証型DB」等の提案を実施
- 半世紀にわたり受託機関として企業年金制度に携ってきた経験を踏まえ課題を整理する

(参考) 適格退職年金の企業年金等への移行状況



3. 企業年金制度の課題と方向性

(1) 退職金制度との親和性(DB DC)

- DBの給付設計上の制限の一部は、退職金制度からの円滑な移行の妨げとなっている
- DCの中途退職時の一時金給付にかかわる制限は、中途退職時に一時金給付を行なう退職金制度およびDB制度の全部または一部を移行する際の妨げとなっている

給付設計上の制限の例(DB)

- 加入後3年以内に一時金受給資格を与えなければならない
- 受給資格の判定に用いる加入者期間から休職期間を除外することが規定できない
- 一時金を選択する場合、年金選択した場合の市場金利にもとづく現在価値を上回ることができない

中途脱退給付の要件(DC)

- 最大でも資産額が50万円以下であることが制度脱退時の一時金支給を可とする要件
(ただし、掛金の通算拠出期間が3年以下の場合は資産額にかかわらず一時金支給が可の場合もある)

企業福利による老後資産形成の促進の観点から、自由な制度設計ができるようにすることが重要

3. 企業年金制度の課題と方向性

(2) 制度設立手続きの簡便性(DB DC)

「みなし承認制度」により、実質的に受託機関による審査のみで制度設計・年金規程を確定できた適格退職年金に比べ、事業主が主体的に行政手続きを行わなければならないDB等は負担感が大きい

DBの設立認可申請

行政 手続	年金規約適用日の2カ月前に承認申請 (事前相談は、3～4か月前)
申請 書類	<ul style="list-style-type: none">①規約承認申請書②規約(案)③加入者となる者の数を示した書類④労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書⑤労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書⑥給付の設計の基礎を示した書類⑦掛金の計算の基礎を示した書類⑧資産運用契約に関する書類⑨労使合意に至るまでの労働協議の経緯⑩厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類⑪業務委託に関する書類

(ご参考) 適格退職年金の届出の場合

行政 手続	年金規程の施行日後2カ月以内に届出
届出 書類	<ul style="list-style-type: none">①適格退職年金契約の届出書②退職年金給付に係る自主審査をしたことを明らかにした書面③数理関係の審査担当者が審査したことを明らかにした書面

1962年: 適格退職年金制度の創設
1967年: 「みなし承認制度」の一部導入
1977年: 全面的な「みなし承認制度」に移行

DB、DCの諸手続きにおいても、「みなし承認制度」の導入を検討する価値はある

3. 企業年金制度の課題と方向性

(3) 財政検証の明瞭性(DB)

- ・非継続基準等の指標および仕組みが複雑で、制度の主役である労使にとって解りづらい
- ・財政検証の仕組みが複雑・難解であることは労使による年金制度ガバナンスの弊害となる

検証基準	趣旨と仕組み	頻度
継続基準	【趣旨】制度継続に必要な年金資産が確保されているか検証 【仕組み】「年金資産」と「責任準備金」を比較し、不足額が一定水準を超えた場合には、次年度以降の掛金を見直す	毎年
非継続基準	【趣旨】受給権確保に必要な年金資産が確保されているか検証 【仕組み】受給権の指標とされる「最低積立基準額」と「年金資産」を比較し、不足額があれば次年度に掛金投入	毎年

労使で定めた
任意の周期

労使で定めた簡易で容易に理解しやすい指標とする

- ・加入者が自身の受給権として約定された金額や、それが年金資産として確保されているか、を容易に把握できるよう、指標や検証の仕組みは簡素で明瞭でなければならない
- ・年金財政の健全性確保や制度導入のインセンティブとするためにも、不足金解消のための追加拠出を企業の任意で行なえることが望ましい。また、年金財政の健全性を損なわない範囲で、労使で定めた任意の周期で検証を行なうことを許容してはどうか

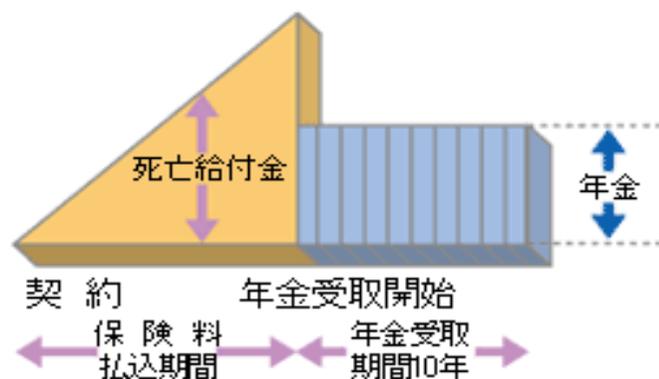
4. 生命保険会社の個人年金保険等について

(1) 個人年金保険の強み

○多様なニーズにこたえる商品設計

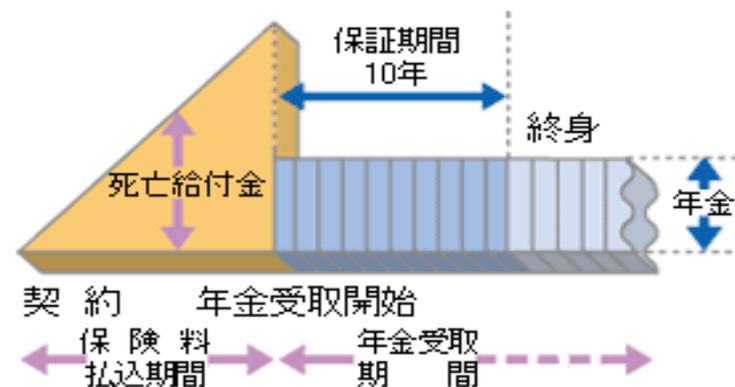
- 生命保険会社は、社会保障制度(公的年金制度)を補完する役割として、消費者ニーズを捉えつつ、国民の老後資産形成に寄与する年金商品の開発等に取り組んでいる
- 個人年金保険の場合、個人のニーズに応じて、確定年金または終身年金を選択することが可能

(確定年金[10年]の例)



公的年金の支給開始までの「つなぎ年金」としての活用が可能

(終身年金[10年保証期間付]の例)



公的年金の上乗せ保障として、平均余命の伸長による長寿リスクに対応

4. 生命保険会社の個人年金保険等について

(1) 個人年金保険の強み

○販売網と保有実績

- 全国各地の営業職員や代理店などが、主に対面で販売しており、加入後も保全や支払い手続きなどのアフターフォローを行っている
- 生命保険会社における個人年金保険の保有実績は増加傾向にあり、平成24年度末における保有件数は1,690万件、金額(年金原資)は90.9兆円



出所: インシュランス生命保険特集号(保険研究所)

(参考) 生命保険会社の営業体制
【平成24年度末現在】

営業職員数
約23万人

代理店数
約10万店

4. 生命保険会社の個人年金保険等について

(2) 国による自助努力のための環境整備

- 個人年金保険の支払保険料は、生命保険料控除の適用対象となり、保険の種類と保険料の多寡に応じて、所得税と地方税(個人住民税)の課税所得を軽減できる
- 自助努力による老後の所得保障を支援するための制度として、加入促進の役割を發揮

平成23年12月までの契約		平成24年1月からの契約		
生命保険料控除	個人年金保険料控除	一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
遺族保障 介護保障 医療保障	老後保障	遺族保障	介護保障 医療保障	老後保障
[所得控除限度額] 所得税:10万円・地方税:7万円		[所得控除限度額] 所得税:12万円・地方税:7万円		
所得税:5万円 地方税:3.5万円	+	所得税:5万円 地方税:3.5万円	+	所得税:4万円 地方税:2.8万円
		+	所得税:4万円 地方税:2.8万円	+
			所得税:4万円 地方税:2.8万円	所得税:4万円 地方税:2.8万円

<個人年金保険料控除の適用条件>

- 年金受取人が契約者またはその配偶者のいずれか(被保険者と同一人)であること
- 保険料払込期間が10年以上であること(一時払は対象外)
- 年金種類が確定年金や有期年金の場合、「年金受取開始60歳以降」かつ「年金受取期間10年以上」

※条件に合わなければ一般生命保険料控除枠が適用

4. 生命保険会社の個人年金保険等について

(2) 国による自助努力のための環境整備

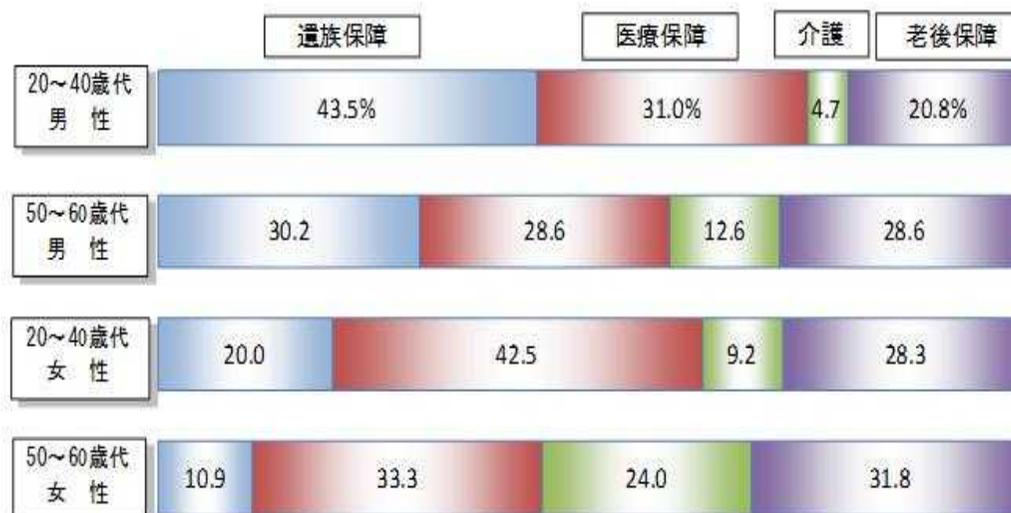
- 一方で、現状では私的準備に公的保障・企業保障も合わせた老後準備について、おおよそ7割近くが経済的な充足感を感じていない状況にあり、ゆとりある老後に向けた資産形成のため、さらなる政府支援が期待される
- なお、老後の生活保障への関心は所得保障に限らず、医療・介護保障にも及ぶ。老後生活における傷病等にかかわる金銭的リスクを各自がどのように評価し、それに備えるかも、老後資産形成の目標額等に影響を与える

私的準備に公的保障・企業保障をあわせた経済的準備に対する充足感で「充足感なし」とした人の割合

老後保障	73.0%
遺族保障	57.0%
医療保障	54.9%
介護保障	73.9%

生命保険文化センター
「平成25年度 生活保障に関する調査」

今後最も力を入れたい保障準備(年齢別・男女別)



(生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」回答のうち、「特になし・分からない」を除いた)

4. 生命保険会社の個人年金保険等について

(3) 今後の議論に向けて

- 公的年金の見直しと合わせて私的年金の在り方を検討する場合には、公的年金の給付と同様の「終身年金」を選択できることや、公的年金の支給年齢が上げられた場合などの「つなぎ年金」として「確定年金」を選択できることが重要な条件となることが考えられる
- 終身給付を含め、個人のニーズに応じた受け取り方の提供は、生命保険会社が担える役割であると考えており、老後の資産形成に加え、生活保護等に陥らないための社会的なセーフティネット機能の一部を果たすことも可能である
- 諸外国では、公的年金の補完として私的年金拡充のための支援策が行なわれている例もあり、わが国の年金制度の在り方の検討に際して、参考になるものと考えられる(次頁ご参照)

<参考> 他国における私的年金制度事例

出所:「公的年金連携社会における老後準備に関する研究会」報告書(日本生命)
「新しい企業年金基礎資料」(企業年金連合会)

ドイツ

- 個人加入の年金制度として、被用者等を対象とした「リースター年金」、主に自営業者向けの「リユールップ年金」、その他の個人年金保険が存在する。
- リースター年金は、法定年金の給付水準引下げ部分を国民の自助努力で補完し、老後資金準備を支援することを目的として、2002年より導入された。

「リースター年金」の主な特徴

- ・任意加入の私的年金
- ・政府からの補助金と所得控除(有利な方を適用)
- ・終身年金保険の組込みを必須とする。
- ・商品提供会社が元本保証を行う。
- ・他のリースター年金商品への資産移管が可能。
- ・生保の年金商品をベースにした「年金プラン」ほか、4種類の商品選択が可能。

イギリス

- 私的年金として、雇用主拠出のある企業年金(DB・DC・NEST・ステークホルダー年金・団体個人年金等)、職域で個人が任意加入する雇用主拠出なしの個人年金が存在。
- 2012年より、私的年金加入を通じて老後貯蓄を増やすことを目的とした自動加入制度※を導入(すべての雇用主に対して、政府が定めた種類の年金制度に従業員を自動加入させる義務)。 ※具体的対象はNEST/DB/DC/団体個人年金/ステークホルダー年金など

「NEST」の主な特徴

- ・政府から独立した機関が一括して制度運営、運営管理や資産運用管理を外部企業に委託。
- ・手数料を低廉化するなど、中低所得者を主な対象として年金資産を構築。
- ・合計6種類のファンドを提供。

アメリカ

- 企業年金制度は企業が任意設立。
(大半は、内国歳入法401(a)条が定める適格要件を満たす税制適格企業年金)として設計)
- 就業状態や勤務先の年金制度等に関わらず加入することが可能な「IRA(個人退職勘定)」が存在。

「IRA」の主な特徴

- ・1974年エリサ法により創設された個人用の積立勘定。
- ・給付種類は「一時払」「終身年金」「連生遺族年金」「確定年金」。
- ・従業員の転職や退職の際、401(k)プランに積み立てた資産を移管する受け皿としてIRAが利用されている(転職時の現金引出しは課税対象だが、IRAに移管すれば税制優遇が継続)

スウェーデン

- ホワイトカラーには、ホワイトカラーの労働組合(PTK)とスウェーデン経営者連盟(SAF)との協約に基づく「職員退職年金制度(ITP)」が存在。
- ブルーカラーには「SAF-LO協約年金」がある。

「ITP2(確定拠出型)」の主な特徴

- ・拠出は全額事業主負担
- ・財政運営は2通り
 - ①年金保険契約により、Alecta年金保険相互会社に払い込み、公社債、貸付、不動産等で運用する。
 - ②ブックリザーブ(社内留保)方式により、PRI Pensionsgaranti社と契約し、同社が年金管理、給付支払等を行う。
(社外拠出(年金基金)とする方法もあり)